

## 各種手当・助成

令和8年度版

児童手当	出産育児一時金	ゆざっ子誕生祝金									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 0歳から高校生年代までの児童を養育している方(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)</li> <li>● 支給額 3歳未満・・・ 15,000円/月 (第3子以降は 30,000円) 3歳以上高校生年代まで・・・ 10,000円/月 (第3子以降は 30,000円)</li> <li>● 支払い 年6回(2・4・6・8・10・12月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 妊娠85日以上 (妊娠4ヶ月)で出産した方</li> <li>● 支給額 1児につき 500,000円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合 488,000円)</li> <li>○ 問い合わせ * 国保加入者・・・国民健康保険係 * 健康保険加入者・・・各健康保険組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 町民として誕生した子の養育者 ※子が生まれてから1年以上町内に定住する意思のある方</li> <li>● 支給額 第1子・第2子 100,000円 第3子以降 200,000円</li> <li>● 受取 出生届時に申請していただき 窓口で現金支給</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>									
すくすくゆざっ子支援金	子育て世帯移住奨励金	心身障がい児養育手当									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 0歳から3歳までの児童の保護者</li> <li>● 支給額 児童1人につき15,000円/月</li> <li>● 支払い 年3回(4・8・12月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 0歳から中学3年生までの児童を養育する移住者世帯 ・町税の滞納がないこと ※5年以上町内に居住する意思のある方</li> <li>● 支給額 児童1人につき15,000円/月 (最長3年)</li> <li>● 支払い 年4回(4・7・10・1月)</li> <li>◆ 規程外の転出時は返還していただきます</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 20歳未満の障がい児を養育している保護者 ※特別児童扶養手当の認定を受けた方</li> <li>● 支給額 3,000円/月</li> <li>● 支払い 年2(9・3月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>									
特別児童扶養手当	障害児福祉手当	ひとり親家庭家賃助成									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 精神や身体に障害のある20歳未満の児童を養育されている方 (月額を毎年見直されます) ※子どもが20歳になる月まで支給されます (※他、所得額一定額を超える方は支給対象外)</li> <li>● 支給額 1級・・・ 58,450円/月 2級・・・ 38,930円/月</li> <li>● 支払い 年3回(4・8・11月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 精神や身体の著しい重度の障がいのため常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児 (※他、障害年金受給者・所得が一定額を超える方は対象外)</li> <li>● 支給額 16,560円/月</li> <li>● 支払い 年4回(5・8・11・2月)</li> <li>○ 問い合わせ 福祉係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 18歳までの子どもがいるひとり親の名義で賃貸借契約した住居に住み所得が児童扶養手当支給限度範囲内にある方 ・町税の滞納がないこと ・勤務先から家賃補助がないこと</li> <li>● 助成額 家賃月額1/4(上限10,000円)を助成</li> <li>● 支払い 年3回(8・12・4月)</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>									
児童扶養手当	ひとり親家庭等教育応援手当	ひとり親家庭等医療証									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 両親の離婚等により父又は母と生計を共にしていない児童、もしくは父又は母の代わりに児童を養育している方 (所得制限あり)</li> <li>● 支給額 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1子</th> <th>第2子以降加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td> <td>48,050円</td> <td>11,350円</td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>48,040円～ 11,340円</td> <td>11,340円～ 5,680円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>		第1子	第2子以降加算額	全部支給	48,050円	11,350円	一部支給	48,040円～ 11,340円	11,340円～ 5,680円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 小学校～高校生までの児童の保護者のうち、基準日において町の住民基本台帳等に記録されている者 ※基準日: 6月30日又は12月31日</li> <li>● 支給額 児童1人につき50,000円/年</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 所得税非課税で次に該当する方 ・配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ・父または母が身体又は精神に一定の障がいがある場合 ・父母のいない18歳以下の児童</li> <li>◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)</li> <li>○ 問い合わせ 国民健康保険係</li> </ul>
	第1子	第2子以降加算額									
全部支給	48,050円	11,350円									
一部支給	48,040円～ 11,340円	11,340円～ 5,680円									
子育て支援医療証	重度心身障がい(児)者医療証	ベビー/チャイルドシートレンタル									
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 町内に住所を有する0歳～18歳 ※中学校卒業～18歳で進学を理由に町外に住所を移した場合でも保護者の別居監護とみなされる場合は対象</li> <li>◆ 医療費は無料、ただし保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)</li> <li>○ 問い合わせ 国民健康保険係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 身体障害者手帳(1・2級)療育手帳(A)・精神障害者保健福祉手帳1級・障害年金1級などを保持する方(※所得制限有り)</li> <li>◆ 所得税 課税・・・ 一部負担金有</li> <li>◆ 所得税非課税・・・ 一部負担金無 ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)</li> <li>○ 問い合わせ 国民健康保険係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象 ベビーシート: 生後12ヶ月以内 チャイルドシート: 4歳以下 ジュニアシート: 学童(~36kg以下)</li> <li>● 費用 無料</li> <li>● 期間 最長6ヶ月</li> <li>● 手続き 免許証をお持ちの上、子育て支援係窓口まで</li> <li>○ 問い合わせ 子育て支援係</li> </ul>									

